

Title	武漢政府における国民党左派の党権にかんする一考察
Sub Title	A study of the party power of Kuomintang leftist faction in the Wuhan government
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.45, No.1 (1972. 1) ,p.60- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720115-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720115-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 武漢政府における国民党左派の 党権にかんする一考察

山 田 辰 雄

- 一 武漢政府における国民党左派
- 二 国民党三中全会前の党権問題
- 三 国民党三中全会における党権問題
- 四 汪精衛と鄧演達
- 五 結語

### 一 武漢政府における国民党左派

本稿で扱う武漢政府の時期とは、武漢政府の樹立を準備すべく、一九二六年一月一三日に武漢に召集された「中国国民党中央執行委員暨国民政府委員臨時聯席會議」（以下、臨時聯席會議と略称）より、国民党左派分子が国共協力関係を破棄すべく、一九二七年七月一五日に武漢で開催した「分共會議」までの期間を意味する。

私はすでに、国民党二全大会前後における国民党左派の最高指導者としての汪精衛の立場について論ずる機会を得たの

①ここで本稿との関連においてのみ、その要点を再現する。一九二六年一月に広州で開催された国民党二全大会における汪精衛の指導的地位は、一方では、軍事力を掌握する蔣介石の支持と、他方では、大衆組織を掌握する中共の支持とに依存するものであった。このことは、逆の面から見れば、党内で枢要な地位を占める汪精衛が、党の政策を執行するための党の権力の実力的基盤を欠いていたことを意味した。三月の中山艦事件における蔣介石と中共との対立の表面化は、汪精衛の依存すべき勢力の分裂、それにつれて、彼自身の政治的失脚をもたらした。この汪精衛の政治的立場を支えたイデオロギー的基盤は、大衆運動の「統合者」のそれであった。すなわち、汪精衛は、労働者・農民階級を中心とする大衆の政治参加の必要性和重要性を強調しつつも、反帝国主義闘争における労働者もしくは農民の指導性を認めなかった。したがって、党は、反帝国主義的である限り、いかなる社会集団をもそこには平等に許容しえたのである。このことは、党があらゆる社会集団のなかに組織的基盤をもつか、もしくは、いかなる社会集団のなかにも組織的基盤をもたないかの二つの可能性を意味した。汪精衛は、蔣介石の軍事力と中共の指導下にある労農組織の力に依存し、自らは、軍・労農大衆のなかに組織的基盤を開拓・確保する行動には出なかつたのである。したがって、汪精衛が革命運動に対する指導性を確保するためには、軍と大衆組織を動員しうる党の権力を確立しておく必要があつた。しかし、彼は、権力の実力的基盤としての軍と大衆組織を直接掌握していなかつたがゆえに、それらを掌握している蔣介石と中共に依存しなければならなかつたのである。国民党二全大会前後における汪精衛のこの立場は、彼個人に限定されることなく、当時のいわゆる国民党左派分子に共通するものであり、しかも、その立場の性格は、基本的には変わることなく、武漢政府時期にもちこされた。本稿で扱う党権の問題とは、以上に述べた国民党左派の性格を前提として、武漢の政府・党組織の中枢にあつた国民党左派集団が、党の政策の執行に必要な党の権力をいかに確保しようとしていたかということである。この問題こそ、権力の実力的基盤を欠く国民党左派が、革命運動における指導権を確保していくために最も緊要なことであつた。

国民党左派との関連において武漢政府を考察するとき、この時代は、左派の置かれていた立場にしたがつて、三つの時期に分けて考えることができる。第一は、一九二六年一月二月の臨時聯席會議から、一九二七年三月一〇日の武漢における国民党三中全会までの時期である。この時期は、国民党左派が、中共およびその背後の大衆組織と唐生智の軍隊を基礎とし、蒋介石と対立しつつも、蔣の協力を確保しようと努力していたことによつて特徴づけられる。第二は、国民党三中全会から、五月一七日の武昌附近における夏斗寅の反共クーデターまでの時期である。この時期は、国民党左派が、中共およびその背後の大衆組織と唐生智の軍隊を基礎とし、三中全会以来訣別した蒋介石と対決しようとしていたことによつて特徴づけられる。第三は、夏斗寅の反共クーデターから、七月一五日の武漢「分共」會議までの時期である。この時期は、国民党左派が、中共の指導する大衆運動の急進化とそれに脅威を感じる唐生智の軍隊との衝突のなかで、自らのよつて立つ組織的力を失い、反共化していったことによつて特徴づけられる。

まず、第一の時期についてであるが、一九二六年七月に広州から北伐に出発した、蒋介石の指揮する国民革命軍は、一月までに長沙、武漢、南昌、九江等の主要諸都市を占領した。北伐に参加した中共は、この機会を利用して、国民革命軍通過地域で労働者・農民を組織していつたのに対して、国民党左派は、中共の組織した労農大衆を国民革命運動展開の基礎的力として利用しつつ、中共との協力のもとに、南昌を主張する蒋介石に反対して、当時労働運動の中心の一つであつた武漢に集結した。一九二六年一月二六日に広州中央政治會議が、国民党政府の所在地を広州から武漢へ移転することを決議して以後、蒋介石に反対する国民党左派、中共の党・政府指導者は武漢を目ざして北上し、前記臨時聯席會議に結集した。會議に参集した国民党左派・中共の指導者は、實質的に武漢政府の中核を構成する人々であり、「党部・政府が武漢に到着するまで（この會議が）最高権力を行使する」ことを決議し、ここに武漢政府は、一九二七年元旦より事実上その職務を開始したのである。<sup>(4)</sup>

国民革命軍の北伐勝利によつてもたらされた革命的状况の發展、武漢政府の成立を背景として、一九二七年一月三日と六日に、それぞれ漢口と九江のイギリス租界において、革命的大衆がイギリス官憲と衝突し、兩地におけるイギリス租界を回収するという事件が勃発した。政府所在地附近における大衆の革命的エネルギーの爆発に促され、かつまた、それを利用・指導しつゝ、武漢政府は、二月二〇日まで、兩地における中国人管理の市政府樹立を条件として、租界をイギリスへ返還するとの合意を達成した。つづいて、迫り来る北伐軍の前進を背景として、中共の指導のもとで二月一九日より上海で、一九二六年一〇月にひきつづき、第二回目のゼネ・スト、暴動が勃発した。帝主義列強と中共の指導する大衆運動の圧力との間に入つて、国民革命運動の主導権を掌握しようとする蔣介石は、上海暴動を目前にして、上海進攻を一時的に停止することによつて、孫伝芳軍の弾圧を受けた上海労働者を見殺しにしたが、<sup>(5)</sup>少なくとも自ら弾圧に乗り出すことなく、中共、ひいては、国民党左派との直接的対決を回避した。武漢政府の側も、蔣介石の態度に対応して、蔣に三中全会への参加を呼びかけ、彼に示した三中全会の予備提案のなかから、後に彼の権限を奪うことになつた「国民革命軍総司令条例」を排除して<sup>(6)</sup>いた。この意味において、この段階における武漢政府は、蔣介石と対立しつつも、できれば蔣の協力を獲得しようとしていたといふことができるであらう。

第二の時期は、武漢における国民党三中全会をもつて始まる。漢口、九江、上海を中心に勃発した大衆運動に勇気づけられて、三中全会は、(一)帝主義に対する闘争の勝利の強調、北伐軍の武漢占領は反帝主義反封建主義的国民革命運動の「新たな時期」を画するとの認識、(二)大衆運動、とくに農民運動の發展は革命政權の強化をもたらすという、大衆の役割に対する積極的評価、(三)中央執行委員會の権限強化、国民革命軍総司令蔣介石の地位の弱体化、中共の国民政府参加、労働運動に対する左派・中共の共同指導による武漢政府の組織上の再編成の方針を明らかにした。<sup>(7)</sup>

三中全会において武漢国民党が蔣介石との対決的態度を鮮明にして間もない三月二一日に、迫り来る蔣の国民革命軍の上

海占領に先手を打つべく、中共の指導する上海の労働者が第三回目のゼネ・スト、暴動に立上り、上海臨時特別市政府を樹立した。これとはほぼ時を同じくして、三月二四日には、中共の影響の強い程潜指揮下の軍隊が、南京入城に際して租界における列強官憲と衝突をひきおこした(南京事件)。上海と南京における革命的状况は、蔣介石をして、中共が「列強と国民党軍との直接的衝突をひきおこそうとたくらんでいる」と感ぜしめるにいたった。<sup>(8)</sup>第三次上海暴動において、蔣介石は、まず上海郊外に踏みとどまり、武装労働者が孫伝芳軍によつて弾圧されるのをまつて、三月二六日に上海へ進駐し、武装労働者の作り出した「上海の果実」を手に入れていつたのである。<sup>(9)</sup>ここで武漢政府内の国民党左派の直面した選択は、政権の存立と国民党革命運動における自らの指導権確保のために、反共化しつつあつた蔣介石の圧力に屈するか、中共に指導された急進的大衆運動を支持するのかのどちらかであつた。武漢国民党左派の指導者たるべく、ヨーロッパよりモスコイ經由で四月一日に上海へ帰還した汪精衛は、反共行動を説く蔣介石の期待に反して、四月六日には中共最高指導者陳独秀との間で共同宣言を発し、容共政策継続の態度を明らかにした。汪精衛の行動によつて代表される武漢政府の蔣介石との対決の姿勢は、その反動として、四月一二日の上海における蔣介石の反共クーデター、一八日の武漢に対立する南京における国民政府の樹立をもたらしたのである。

しかし、国民党左派にとつて、蔣介石との対決は、直ちに、急進化しつつあつた中共指導下の大衆運動を全面的に支持することを意味するものではなかつた。彼等は、党中央・政府における政治的指導性を確保するためには、武漢政府の軍事的支柱であつた唐生智の軍隊と中共指導下の大衆運動との力の均衡を維持することのなかに自らの存在理由を見出さざるをえなかつた。北伐軍の進展につれて、先に言及した大都市における労働組合運動の高揚とともに、湖南・湖北・広東・江西諸省を中心とする農民運動の発展がもたらされた。とくに、毛沢東指導下の湖南省における農民運動は急進化し、中小地主の土地まで没収し、地主権力に代る農民協会の権力を樹立するにいたつた。湖南省は、武漢政府の軍事的支柱であつた唐生智

の拠点である。したがつて、湖南省における中共指導下の農民運動の急進化は、地主的基盤をもつ唐生智軍指導者の反共気運の増大を招かざるをえなかつた。<sup>(10)</sup> 帝國主義列強・蔣介石と対決しつつ、武漢政府の支配領域内における中共指導下の大衆運動の激化と唐生智軍の反共化との矛盾を解消すべく考え出されたのが、武漢政府の「戰略退却」と「北伐」の政策であつた。四月二〇日にボロディンによつて武漢中央に提示された「戰略退却」の政策は、激化する大衆運動を一定の限度に抑制し、大衆運動と帝國主義列強・蔣介石、さらには唐生智軍との衝突を一時的に回避することによつて、武漢政府の安全を確保しようとすることを意図してゐた。<sup>(11)</sup> 他方、四月一九日に武漢を出発した、唐生智の軍隊を主力とする武漢政府軍の「北伐」は、蔣介石の南京政府に対抗して、武漢政府の支配地域を北方に拡大し、馮玉祥に武漢の北伐軍が占領した河南省への進駐を認め、馮の地盤とする西北から蒙古・ソ連への連絡を確保することによつて、武漢政府の影響力と安定性を増大させるとともに、政府支配下にあつて激化する大衆運動と軍隊との矛盾を一挙に解消することを意図してゐた。換言すれば、武漢政府の「戰略退却」と「北伐」の政策は、大衆運動の抑制と軍事力の発散によつて、両者の矛盾を解消し、政權の強化を目ざすものであつた。コミンテルン一二月決議の要求する農業革命の實行・労働運動の強化・国共合作の継続の指示に対して、陳独秀の指導の下に、四月二七日に武漢に召集された中共五全大会は、労働運動の強化と国共合作の継続は矛盾するとの立場をとり、毛沢東・瞿秋白らの要求する農業革命の急進化を抑制し、武漢における国民党政權を擁護していつたことは、蔣介石に対決しつつ、大衆運動と唐生智軍との力の均衡を維持しようとするこの時期の武漢政府の政策に対応するものであつた。

五月一七日の武昌附近における夏斗寅の、つづく五月二一日の長沙における許克祥の反共クーデターは、大衆運動と軍との力の均衡を維持しようとする第二の時期の武漢政府の政策を破綻に導いた。夏・許両人は、唐生智軍直屬の司令官であり、この時点で唐自身の反共的態度の表明は必至であつた。六月上旬になると、同じく唐生智指揮下の何鍵が反共的態度を

鮮明にし、六月二十九日には反共宣言を発表した。<sup>(12)</sup> さらに、馮玉祥の軍事力に期待を寄せる汪精衛・孫科・徐謙・譚延闓・唐生智らの武漢政府の指導者は、六月六日河南省鄭州で馮と会い、馮の河南進駐を認めることによつて、武漢政府との協力を確認した。しかし、その後六月一九日に徐州で蒋介石と会談した馮玉祥は、武漢・南京の共同北伐を主張することによつて、事実上武漢政府の容共政策に反対し、蒋介石に接近しつつ、反共的態度を明確にしていったのである。<sup>(13)</sup>

このように、武漢政府を支える軍隊が反共化していった反面、中共指導下の労働運動も一層急進化していった。とくに、政府所在地武漢において、五月には三〇万人の労働者がストライキを行い、一部では労働者の工場管理が行われ、蒋介石の武漢に対する経済封鎖と相まつて、一時は失業者が一六万に達し、市は麻痺状態に陥つていた。<sup>(14)</sup> かかる状況のなかで、六月一九日に武漢で開催された中華全国第四次労働大会の「政治報告決議案」は、「最近国民政府の政治(政府?)区域中において、到る処で労働者と農民領袖及び大衆の屠殺があり、労働の組織を圧迫し、労働運動を停止せしめる等の事件がある。…：国民政府はこれらの事件に対し、いまだに断然たる処断をなし得ないである」と述べ、<sup>(15)</sup> 軍の反共化と大衆運動の急進化のなかで指導性を失つた武漢政府からの離反の態度を明らかにしていった。

大衆運動と軍との力の均衡を維持することに失敗した武漢政府内の国民党左派にとつてのこされた可能性は、再び力の基盤を求めて大衆組織と結びつくか、もしくは、軍と結びつくか、換言すれば、親共か反共かの道であつた。六月一五日に当時漢口に駐在していた、コミンテルン派遣のインド人共産黨員、M・N・ロイから汪精衛に示された、土地国有化の実行、共産黨員二万人、労働五万人の武装、国民党中央執行委員会の改組を要求する、コミンテルンのロイあての密電は、汪精衛らの武漢中央の国民党左派分子に反共化の口実を与えた。かくて、武漢政府内の国民党左派分子は、国民党顧問ボロディンを解雇し、七月一五日に「分共会議」を開いて、中共との分裂を決定した。しかし、かかる汪精衛らの武漢中央の反共化に不満をもつ鄧演達・宋慶齡らは、声明を發し、国民党から離れていった。しかも、両者の武漢政府非難の声明は、共に、武

漢政府の大衆運動、とくに、農民運動への裏切りに焦点があつた。<sup>(16)</sup>かくて、武漢政府内の国民党左派の反共化に対抗して、中共は、コミンテルン七月決議に従つて、武漢政府から示威退出していつたのである。

以上が、武漢政府において国民党左派の置かれていた位置の概観であるが、最後に、国民党左派集団の人的構成に一言言及しておかなくてはならない。武漢政府は、国民革命軍の北伐の過程で、蒋介石の党内における指導権に反対する国民党内の急進分子と中共分子が結集した政権であつた。このような武漢政府の基本的性格を考慮するなら、国民党左派の最高指導層は、武漢政府の樹立を準備した一九二六年一月三日の臨時聯席會議、および、反蔣的態度を明確にした一九二七年三月の武漢における国民党三中全会に参加した、候補を含む国民党中央執監委員中の国民党員から構成されると仮定しても差支えないであろう。譚延闓、孫科、徐謙、宋子文、陳友仁、陳公博、顧孟餘、宋慶齡、何香凝、經亨頤、丁惟汾、王法勤、柏文蔚、彭沢民、鄧演達、詹大悲、陳其瓌、丁超五、朱霽青、謝晋、鄧懋修、李宗仁、周啓剛、王燮平、唐生智らの人々がそれである。<sup>(17)</sup>彼ら以外に、一九二七年四月にヨーロッパより帰国した汪精衛、ならびに、江西省の軍事指導者朱培徳が加えられるべきことは疑う余地がない。そこで、以上の経過を基礎として、つぎに、武漢政府における国民党左派の党権力について考察することとしよう。

- (1) 拙稿「中国国民党第二回全国代表大会をめぐる汪精衛路線と蔣介石路線」―『法学研究』第四二巻第二号（一九六九・一二）所収。
- (2) 国民政府の武漢移転決定の日時・會議について、今日、いくつかの説が存在する。孫科は、「中央執行委員第三次全体會議經過」と題する『在湖北農民協會全省代表大会之党務報告』のなかで、一九二六年の広州における「中央政治會議」がこの決定を下したことを指摘している（『燕廬社資料』第二集、一九二七・三・二五の新聞記事。三巻からなる本資料は、武漢政府にかんする新聞記事の切りぬきからなり、慶應義塾大学法学部図書室に保存されている）。李守孔編『国民革命史』、一九六五、台北、四二二頁は、この中央政治會議が一九二六年一月二六日のものであつたことを示しており、その典拠は、同日の中央政治會議第二次臨時會議記録にある。孫科の報告は會議後間もなく行われたものであり、同會議記録によつて確認されていること、国民政府の地点にかんする武漢と南昌との対立は一月の北伐軍による南昌の完全な占領後に起こりうることの理由から、私はこの見解を採用した。胡華もこの見解を支持して、北伐軍が一月に南昌を占領した後、「国民党中央」が武漢遷都を決定したとの立場をとる（『中国新民主主義革命史

(初稿) (へ修訂本)、一九五三、北京、八三頁。この見解に最も近いものに、一月二八日説がある(中国国民党中央委員会党史史料編集委員会編『中国国民党七十年大事年表』、一九六四、台北、八五頁、および、高蔭祖主編『中華民國大事記』、一九五七、台北、一三三頁)。この説では、「国民政府」が武漢遷都を決定したことになっている。このことは、「中央政治会議」の決定が「政府」のレヴエルで再確認されたことを示すものか、あるいは、「會議」と「政府」の間にある決定発表上の時間的ズレを示すものと推定される。これら以外に、九月二五日説、十一月一日説がある。前者は、波多野乾一『資料集成中国共産党史』第一巻、一九六一年、二一九頁によつて主張されているが、決定の下された會議が明示されておらず、かつまた、その日付は、国民革命軍の南昌占領以前である。後者の説は、池田誠『中国現代政治史』、一九六二年、二五七頁によつて主張され、「国民党中央および国民政府の連席會議」が国民政府の武漢移転を決議したことになっているが、その典拠が明らかでない。

(3) 「中央執行委員会第三次全体會議録」——『燕塵社資料』第三集、一九二七・三・三〇の新聞記事。

(4) 胡華編、前掲書、八三頁。しかし、武漢近辺に在る中央執監、ならびに、候補委員を召集して、一九二七年二月二日に武漢で開催された「拡大聯席會議」が従前の「臨時聯席會議」に代ることを決定したことを契機として、国民政府が「正式」に武漢へ移転されたとする主張がある(例えば、「北伐完成迄の国民党」、滿鉄庶務部調査課、パンフレット第五三三号、一九二八年、二六一八頁、李雲漢『從容共到清党』、一九六六、台北、五四頁)。但し、臨時聯席會議に参集した人々が実質的には武漢政府の大部分の指導者を含んでいたこと、一九二七年一月に起きた漢口・九江における革命的大衆のイギリス租界回収運動のなかで、武漢政府が機能していたという事実を考慮すると、二月の「正式」の政府移転は、形式的なものにすぎなかつたと思われる。

(5) 荷生「上海共産党三次暴動史」——『現代史料』第三集、一九三四、上海、一七八頁。

(6) 「中央執委全体大會之展期」——『燕塵社資料』第一集、一九二七・三の新聞記事。

(7) 三中全会の諸文献については、中国国民党中央宣伝部『中国国民党歴年宣言彙刊』、一九二八、上海、二六—二四頁、および、中国国民党中央執行委員会訓練委員会編『中国国民党歴次會議宣言及重要決議案彙刊』第一冊、一九四一、重慶、一六七—一〇一頁参照。

(8) 蔣中正「蘇俄在中國」、一九六八、台北、三五頁。

(9) 胡華主編、前掲書、八九頁。

(10) 唐生智、および唐指揮下の何鍵のそれぞれの岳父は、この大衆運動の高まりのなかで、攻撃的的となつた(黎守一「湘省馬日事變之經過」——『現代史料』第二集、三九七—九頁)。

(11) 蔣永敬『鮑羅廷与武漢政權』、一九六三、台北、一七五—七頁。

(12) 高久肇『国民革命の現勢、其一』、上海滿鉄調査資料第三編、一九二七、一九三頁。

(13) 馮玉祥「我所認識的蔣介石」、一九四九、上海、二一五頁、および、王唯廉「武漢政府与馮玉祥」——『現代史料』第一集、四一—四頁。

(14) 鈴江言一『中国解放闘争史』、一九五三年、四二〇頁、および、Tang Leang-ii, *Inner History of the Chinese Revolution, 1930*, London, pp. 271-2.

(15) 鈴江言一、前掲書、四三二頁。

(16) 鄧演達「国民党同志への告別」(一九二七・七・二二)——高久著、前掲書、一九八一—九頁。宋慶齡「為抗議違反孫中山的革命原則和政策的声明」(一

九二七・七・二四）『宋慶齡選集』、一九六七、香港、一八一—二頁。

(17) 『北伐完成迄の国民党』、二七、二九頁。鄧沢如は臨時聯席會議委員となっており、李烈鈞は三中全会に出席したことになっているが、その他の資料で両者の出席が確認できない。

## 二 国民党三中全会前の党権問題

周知のように、一九二六年三月に勃発した中山艦事件は、蒋介石と中共との対立を表面化させるとともに、その結果として、国民党左派の領袖汪精衛を国外に追いやることになった。つづいて、国民党は、五月一五日から二二日にかけて第二期二中全会を開催し、蒋介石の指導の下に、「国共両党協定弁法案」、「党务整理案」、「聯席會議組織案」を採択し、限共的措施をとるにいたつた。これら諸法案の目ざすところは、(一)国民党中央の組織と権威を強化するために、共産黨員が国民党および三民主義に対して批判することを禁止すること、国民党党綱を蔑視することを禁止すること、国民党の党規約、党機関の権限を犯してはならないこと、(二)共産黨員は、国民党中央機関の部長、「最高幹事部」の職にはつくることができないこと、中央の特別市・特別区の執行委員の三分の一を超えてはならないこと、(三)国共両党間に紛争が起きた場合には、国民党員五人、共産黨員三人、コミンテルン代表を顧問とする聯席會議を組織して、問題を解決すること、の三点に要約される<sup>(1)</sup>。ここで注目すべきことは、これら諸法案が、流動する革命情況のなかで、党の既成の組織と権威を強化するために、それらに対する批判を禁じていること、換言すれば、異質分子の吸収ではなく、排除によつて党の強化をもたらそうとしていたことである。事実、この措置によつて、党中央組織部長の譚平山、宣伝部長代理の毛沢東は、国民党中央を去らざるをえなかつた。その後、蒋介石は、七月に入ると国民党中央執行委員会常務委員会主席、国民革命軍總司令に就任し、中共の反対を押し切つて七月九日に北伐に出発したのである。

蒋介石個人への権力の集中とその指導下での北伐への出発の動きに対して、国民党左派と中共は、妥協的もしくは協力的

態度に出た。例えば、中共の行動に制限を加えることを目的とした「党務整理案」の提案者のなかには、蔣介石、甘乃光、伍朝枢に加えて、譚延闓、孫科、朱培德、宋子文、陳公博、林祖涵らの左派、中共の指導者が入っていた。<sup>(2)</sup> また中共中央は、六月四日付の国民党宛の書簡のなかで、「革命勢力を團結させて帝國主義に反抗する」「本党の合作政策との間にはいわず根本的衝突はなんら存在しない」という認識に立つて、「貴党の『党務整理案』は本来貴党の内部問題にかかわるものであつて、いかに決定されようとも、他党に賛否表明の権利はない、という態度をとつていた。<sup>(3)</sup> 要するに、中共中央は、「党務整理案」等一連の限共措置によつて、譚平山・毛沢東らが国民党中央から退出せざるをえなかつたという事実を無視し、意図的に「党務整理案」を国民党の「内部問題」にすりかえることによつて、蔣介石に対して妥協的態度をとつていたのである。さらに、北伐計画を討議すべく召集された中央委員臨時全体会議は、七月六日に蔣介石を中央執行委員会常務委員会議主席に、同委員会委員には、彭沢民、何香燮、于樹徳、顧孟餘、李濟深、王法勤、丁惟汾の七人の左派・中共の指導者を選出した。<sup>(4)</sup> 以上の諸事実からもわかるように、中山艦事件以後の限共措置、北伐出発における蔣介石のリーダーシップに対して、国民党左派と中共は、妥協的もしくは協力的に対処することによつて、国共合作における国民党の権力を維持しようとしていたのである。しかるに、蔣介石を支えていたこのような形態の国民党内の統一の権力も、北伐軍の進展の過程で組織された大衆運動の発展を背景として、武漢政府が成立することによつて、分解していつたことにはすでに言及したところである。そこでまず、かかる情勢の発展を、党権力のあり方との関係において、武漢政府における国民党左派はどのように掌握していたかという問題が検討されなくてはならない。

一九二七年に入り、武漢政府の樹立・三中全会の召集による蔣介石との対立の尖鋭化、北伐の進展にともなう国民党の支配地域の拡大のなから、新たな統一の党権力の創出を目ざす武漢の国民党左派は、党中央の権力の崩壊の現状とそこから脱出する方策について、独裁制と民主制の主張との関連で、活潑な論争を展開した。とくに、左派のこの動きは、二月から

三月にかけて蒋介石と徐謙との間で交わされた党の権力をめぐる論争において、一つの頂点に達したように思われる。そこでまず、党中央権力にかんする国民党左派の現状認識から明らかにしてゆこう。

蒋介石の攻撃に対する反論として書かれた、一九二七年三月九日の徐謙の論文を支持する目的で出された『民国日報』社論は、一九二六年「二月五日より中央党部が北遷（国民党政府を広州から武漢へ移したこと―筆者註）を宣布し、事務を停止した後、党権は著しく分散し」、「同時にまた、……確実に低落してしまつた」、との認識を前面に押し出した。党権「分散」と「低落」の実例としては、「中央執行委員会の実権は、すでに数人の假政会議の名のもとに奪い去られてしまつたこと」、「中央各部部长が、突然理由もなく免職されたこと」、「理由もなく、武力で広州特別市党部を解散したこと」、「政治会議の名義で、（北伐の）後方において、理由もなく黨員の選挙権を剝奪したこと」などが列挙されている。<sup>(5)</sup>孫科も、党権力の混乱について、ほぼ同様の見解を表明していた。すなわち、北伐軍の急速な発展の過程で、「党務」に「落後の現象」が現われてきた。「党の権力を集中できず、統一できないと感ぜられるようになった。」<sup>(6)</sup>なぜなら、昨年（一九二六年―筆者註）広州にいた各同志は、北伐準備のために、やむをえず事実にはひきずられてしまい、党の根本組織を臨時に変更し、党章の規定では許されない主席制を突然設立したからである。党内でこの主席制がつくり出されたために、党は徐々に権威を失つてしまつたのである。<sup>(6)</sup>かかる北伐の軍事的発展の過程で生れてきた、既成の党組織、党権力の分散、破壊、党の権威の低下現象とは対照的に、蒋介石の権力が抬頭してきたのである。この事実こそ、徐謙の蒋介石批判の焦点であつた。

徐謙は、蒋介石の攻撃に対する反論において、蔣が「個人の能力」のみを顧み、「党の権威」を無視して、「個人独裁制」を樹立したこと、その証拠として、蔣が常務会議主席、政治会議主席の地位について、党の権力を一身に集中していることを非難した。<sup>(7)</sup>徐謙の蒋介石独裁に対する非難は、彼個人の見解にとどまることなく、武漢政府側の論調に共通する認識であつた。国民革命軍第八軍の宣伝文は、蒋介石の独裁化を、「封建思想が少数黨員を支配し、独裁的傾向を生み出した」こと、

および、「党内のとりえのないおいぼれ分子が、ただぼんやりとしていて党を誤らせてしまい、日ましに反動的になつていゝ」ことの二点において批判していた。<sup>(8)</sup>すなわち、この文章は、蔣介石が独裁を強化するにあつて、張静江および西山会議派の右派グループを彼の周囲に呼びもどしたことを非難してしたのである。要するに、武漢側の認識は、北伐の進展につれて、党組織と党権力の分散・破壊によつて党の権威の低下がもたらされたこと、それに代つて蔣介石の独裁が出現してきたことであつた。その意味において、この時期にあつて、革命運動の最高指導機関としての党の統一的権力は失墜し、党内の民主主義は個人独裁制にとつて代られたのである。

観点は異つていたが、党の統一的権力の崩壊という点において、蔣介石側も共通の認識をもつていた。蔣介石の見解によると、「中央執行委員会の権威は最高であり」、「政治会議は最高の機関である」。蔣介石は、中央執行委員会常務会議、ならびに、政治会議主席であり、したがつて、「最高の政治機関の主席である」。しかるに、武漢の聯席會議は「根拠がない」。「もしも勝手に機関を設立し、自らそれが最高の機関と称し、かくて、憲章にもよらず、紀律を守らなければ」、「党の権威は日一日と消失していつてしまふ」<sup>(9)</sup>。蔣介石は、ここで、党の統一的権力の崩壊を武漢政府の成立との関連でとらえているが、より注目すべきことは、党の既成組織の合法性、したがつて、組織内における彼の地位の合法性を主張していることである。このことは、「党務整理案」等一連の法案におけると同じく、蔣が、失われた党の統一的権力を回復するにあつて、党の既成の組織と権威に訴えようとしていたことを意味する。換言すれば、彼の基本的立場は、北伐によつて作り出された革命的状況の拡大、そこから生れてくる政治権力、その権力を支える大衆運動を否定することにあつたのである。

蔣介石の立場に対して、徐謙は、「臨時聯席會議は、もともと党章程に照らして組織されたものではないが、革命の利益に立つており、革命の必要に応じて組織された」と主張した。<sup>(10)</sup>別の武漢側の論調は、聯席會議が一九二七年一月の漢口と九江におけるイギリス租界回収を指導した実績を強調しつつ、(一)聯席會議参加の各委員は、中央党部・国民政府の「先発隊」

であつたこと、(二)中央党部・国民政府成立前にあつては、「先発隊」が「臨機に重要政務を処理する責任」をもつべきこと、(三)聯席會議に出席した委員の人数が最も多かつたこと、の三点から武漢政府の合法性を主張して<sup>(11)</sup>いた。ここにあらわれた武漢側の立場は、北伐によつて作り出された革命的状況のなかにあつて、既成の党組織を再編し、新たな党の権威を創り出すことによつて、統一的党権力を回復しようとしていたといえる。換言すれば、そのような立場に立つてこそ、武漢政府の存在が合法かつ正統なのであり、したがつて、武漢政府を支えていた大衆運動も是認されたのである。

かくて、武漢側は、失われた党の統一的権力と民主主義の回復、既成の党組織の再編と新たな権力の創出を目ざして、党の権力の強化と民主政治の実現を主張していたのである。党の統一的権力の強化は、党の指導機関の統一をとめない、「党の権威を強化し、一切の勢力は党に属す」、「中国国民党中央執行委員会を擁護せよ」というスローガンとなつてあらわれてきている。武漢政府の容共政策の擁護は、党の指導機関の統一↓党の権力の強化の背景のなかで理解されなくてはならない。すなわち、武漢側は、(一)党の権力の大小は、跨党者(中国共産党員)の有無とは無関係であること、(二)容共問題は、跨党の実ではなく、革命工作によつて評価されること、(三)党権向上運動は、国民党員全体の運動であつて、跨党問題に関連させるべきではないとの理由から、容共政策を擁護して<sup>(12)</sup>いた。さらに、民主政治実現の要求は、封建勢力の一掃、とくに反動的な西山会議派の排除を求めていたのである。

武漢政府では、やがて来るべき三中全会、汪精衛の帰国も、この党の権力の確立の問題との関係で理解されていた。すなわち、三中全会の目的は、党の権力の恢復、向上、集中、統一であり<sup>(13)</sup>、かつまた、汪精衛の帰国によつて、彼が党務と政務の要となることを期待されていた。とくに、この段階において注目すべきことは、武漢側は、依然として汪精衛と蔣介石との合作の下に西山会議派を排除し、統一的党権力を樹立する希望を棄てていないことであつた<sup>(14)</sup>。

以上要するに、三中全会前において、武漢の国民党左派は、北伐によつてもたらされた党の統一的権力の崩壊と蔣の独裁

化に直面して、北伐中の大衆運動の發展を背景に、新たな統一の党権力の創出と党内民主主義を主張していたのである。そこでつぎに、三中全会における党権の問題を検討することにしよう。

- (1) これら三つの法案の訳文は、日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第二巻、一九七一年、二二七―九頁に収録されている。
- (2) 同右、二二七頁。
- (3) 同右、二四〇頁。
- (4) 『広州民国日報』、一九二六・七・七。
- (5) 「從我們的立場上說出来的幾句話」―『燕廬社資料』第一集、この社論は、その内容からして、一九二七・二・二五―三・一〇の間に書かれたものと推定される。
- (6) 孫科「中央執行委員第三次全体會議經過」在湖北農民協會全省代表大會之党務報告（一九二七・三・二五）―『燕廬社資料』第二集。
- (7) 季龍（徐謙の字）「怎樣叫做『個人独裁制』？」―一九二七・三・九『民国日報』―『燕廬社資料』第一集。
- (8) 中国国民党国民革命軍第八軍兼前敵總指揮部特別党部「總理一週紀念之宣伝」（一九二七・三・二二）―『燕廬社資料』第一集。
- (9) 蔣介石「在南昌總司令部第一四次紀念週演説」（一九二七・二・二五）―『燕廬社資料』第一集。
- (10) 徐謙、前掲論文。
- (11) 「從我們的立場說出来的幾句話」。
- (12) 「總理一週紀念之宣伝」、從我們的立場上說出来的幾句話」参照。
- (13) 孫科、前掲論文。
- (14) 「從我們的立場上說出来的幾句話」。

### 三 国民党三中全会における党権問題

党権にかんして、三中全会前に武漢政府内の国民党左派が直面した問題は、党内における蔣介石の独裁権力の抬頭に対抗して、いかにして党組織を再編し、党内の民主化の基礎の上に立つて新たな党権力を創出するかということであつた。換言すれば、武漢の国民党左派は、一方では、蔣介石の軍事力に対抗しつつ、他方では、中共の指導する大衆運動の力を吸収し

て、党権力を強化していかなければならなかつたのである。この課題は、三中全会に持ちこされた。三中全会直後の『民国日報』社論は、党の直面する課題をつぎのように述べている。「われわれは、一面では、党の権威を高め、集中し、強化し、その権威を民主集中制の精神の上のうち立て、他面では、本党の基礎を大多数の苦痛を受けている民衆の自由と解放の上におき、本党の連ソ・連共・農工の三大政策を確定して、はじめて封建勢力を根本的に排除し、個人独裁の思想と行動を抑制し、党の利益に危害を与え、党の統一意思を破壊する企みを防止することができる。また、そうしてこそ、権威が失墜し、絶え間なく危険の生まれてくる難局から本党を救うことができるのである」と。<sup>(1)</sup>したがつて、ここに含まれている問題点は、党の権威を高めるために、(一)党組織を民主化の上に強化すること、(二)蔣介石の「個人独裁」を廃止すること、(三)党の権力基盤としての大衆を獲得することの三点であつた。そこで、以上の三点から、三中全会採択の諸決議を検討することにしよう。

まず第一点の党組織の民主化・強化との関連で注目すべきは、「統一党的領導機関決議案」の採択であつた。<sup>(2)</sup>この決議は、全国代表大会が党の「最高権力機関」であり、全国代表大会閉会中は、中央執行委員会が党の権力機関であり、「最高権を行使する」ことを確認したうえで、中央執行委員会常務委員会の設置について規定している。常務委員会は、中央執行委員会全体会議の行われていない間、中央執行委員の互選による九人の委員から組織され、「党務政治軍事に対して最終議決権を行使する」ことになつていた。言うまでもなく、全国代表大会は規約上年一回開催されるだけであるから、党の重要事項処理の実質的権限は、中央執行委員会とその常務委員会にあつた、と考へても差支えないであろう。しかも、目まぐるしく変化する革命的状況のなかでは、少数者による迅速な問題の処理が要求される。その意味で、規約上三ヵ月に一回召集されることになつている中央執行委員会よりも、常務委員会の問題処理の実質的権限は大きく、その機会が多いと考へられる。すなわち、常務委員会が、党の実質的権力機関の機能を果たしようということである。この決議は、常務委員会委員が中央

執行委員会全体会議の互選によることを規定しつつも、常務委員会主席の地位には言及していない。換言すれば、それは、主席の地位を廃止しているのである。常務委員会主席の地位こそ、国民党左派が非難していた蔣介石の独裁化の党組織上の拠点であつた。したがつて、決議のこの規定は、党組織上の蔣介石の地位を奪うとともに、それに代つて、党のトップ・レヴェルでの集団指導体制をつくり出すことを目ざしたのである。常務委員会委員には、汪精衛、蔣介石、譚延闓、顧孟餘、孫科、譚平山、陳公博、徐謙、吳玉章の九人が選出された。この委員の構成からもわかるように、蔣介石以外はすべて武漢政府に参加した人々であり、蔣は、結局四月一七日に除籍されていることを考慮すると、党中央の実質的権限は、武漢の国民党左派と中共に帰したことになるのである。<sup>(3)</sup>

同決議は、さらに、「中央執行委員会の下に、政治委員会、軍事委員会を設ける」ことを規定している。政治委員会は、「中央執行委員会の下における最高政治指導機関であり」、革命運動の発展にとまなう管轄地域の拡大につれて、各地に分会を設置することができることになつていた。<sup>(4)</sup> また、軍事委員会の下に設けられた総政治部は、「軍隊中の党務と政治工作に専任する」機関であり、一面では、その日常の工作において軍事委員会の指導を受けることになつていたが、他面では、主任の任免、工作の方針、各級党代表の工作の監督の点では、中央執行委員会の支配下にあつた。<sup>(5)</sup> かくて、党中央権力の強化は、各委員会を中央執行委員会の支配下においたこと、実質的権力機関たる常務委員会の主席制を廃止し、集団指導体制を作り出すことによつてもたらされた。しかもその場合、既成の党組織の再編成は、蔣介石の党内における地位の低下をもたらし、すべく意図されていたのである。このことは、第二の軍に対する党の統制の強化のなかに一層顕著にあらわれてくる。

軍に対する党の統制の強化との関連においてまず注目すべきは、「中央執行委員会軍事委員会組織大綱案」である。<sup>(6)</sup> 軍事委員会は、「国民党の最高軍事行政機関」であつたが、中央執行委員会の管轄下にあつた。すなわち、軍事委員会および同委員会主席団の決議案と弁法は、中央執行委員会を「通過」してはじめて効力を生ずるのであり、さらに、中央執行委員

会は、軍事委員会を「選出」し、同委員会主席団ならびに総司令を「指定」する権限を有するとともに、総司令・前敵総指揮・軍長等の任免は、軍事委員会によつて「提出」され、中央執行委員会の「採択」をまたなければならなかつた。以上の軍事委員会に対する中央執行委員会優位の諸規定に加えて、三中全会は特に総司令にかんして、「国民革命軍総司令条例」を採択した。<sup>(7)</sup>この条例は、軍事委員会組織大綱に基いて国民政府が総司令を任命すること、総司令は中央執行委員会に責任を負い、軍事委員会委員の一人であることを規定していた。このような総司令に対する中央執行委員会の支配と軍事委員会において総司令の特殊な地位を認めないことは、明らかに、その地位にあつた蔣介石の立場の弱体化を意図したものであつた。かくて、党中央権力の民主化・強化は、党中央の軍に対する統制の強化、換言すれば、蔣介石らの軍事指導者の地位の相対的弱体化をもたらしたのである。

三中全会直後に出された、軍事委員会の將士に対する訓令は、次の言葉をもつて、はつきりと軍に対する党の統制を確認していた。すなわち、「革命の利益は、すなわち民衆の利益である。党は民衆の利益を代表するものであり、軍事委員会は党の権力を代表するものである。党の権力はあらゆる人の権力の上であり、それゆゑに、それはまた総司令の権力の上にある。これが武力を民衆の武力に変えることである」と。<sup>(8)</sup>同じく孫科も、三中全会直後の報告において、中山艦事件以来、党の指揮下にある軍事委員会の権力が総司令個人に移つてしまつたという過去の状況に鑑みて、今回の軍事委員会組織大綱の目的は、「軍権を軍事委員会の下に統一し、完全に党の指揮を受けるようにすることであつた」ことを認めていたのである。<sup>(9)</sup>

第三の党の権力の基盤としての大衆について、三中全会採択の「対全国人民宣言」は、一方で、帝國主義に加えて、「國民政府統治区域内の一切の反革命勢力、反動派、買弁、大地主、紳士、安福・交通・研究・外交各系」を反革命勢力として設定し、他方で、労働者、農民および都市の広大な民衆を革命勢力として、それに対置する。かかる革命勢力の發展は、「國民革命の利益に反しないばかりでなく、まさに國民革命の力を増大させるに足る」のであり、「これこそは、われわれが

帝国主義と国内の反革命に打ち勝つ強固な基礎である。<sup>(10)</sup> さらに、「対農民宣言」は、「中国国民革命の目標の最大の部分は農民を解放することであり、農民が解放を得られなければ、国民革命は断じて完成し得ないのである」と述べ、農民解放の必要性を強調するとともに、「長江下流および北方各省では、北伐軍の進展によつて、農民は必ず決起して、革命擁護の主力となるであろう」と述べ、革命運動における農民の力を高く評価していた。<sup>(11)</sup> ここを貫くのは、革命的大衆運動の発展は革命政権の強化をもたらし、「民衆運動を緩和するという主張に反対し、民衆運動を充分に、かつ普遍的に発展させる<sup>(12)</sup>」という立場であり、その限りにおいて、大衆運動の力は積極的に評価され、それを制限する方向はあらわれていなかったのである。

大衆運動に対する高い評価は、それに大きな影響力をもつ中共およびソ連との関係に関連してくる。三月一三日に採択された「統一革命勢力案」は、国共聯席会議の開催を呼びかけ、その場でとりあげられるべき諸問題として、労農運動の共同指導、中国共産党員の国民政府ならびに省政府への参加、国共相互批判の抑制、国民党代表のコミンテルンへの派遣、少数民族問題の処理を列挙し、これら諸問題の解決を通して、国共合作の一層の緊密化を目ざしていた。<sup>(13)</sup> この決議にしたがつて武漢の国民政府に参加した共産党員が、農政部長(譚平山)と勞工部長(蘇兆徴)の地位についたことは、自らは大衆組織をもたない国民党左派が、大衆組織の支持を獲得しようとするれば、中共に依存しなければならなかつたという事実を象徴的にあらわしていたとみることができるのである。

先に触れたように、三中全会は、労働者に対して特別の宣言を発していないのとは対照的に、農民に対しては「対農民宣言」と「農民問題決議案」を出し、農民問題の重要性を強調した<sup>(14)</sup>(以下、特別の註がないかぎり、農民問題にかんしては、両文書から引用することにする)。「宣言」は、農村における矛盾を、「帝国主義、軍閥、貪官、汚吏および一切の反革命派の眞の基礎である」封建地主階級と貧農を中心とした農民との階級対立としてとらえる。この闘争に勝利するためには、「農民の指導

する民主的な郷村自治機関」の建設が必要であり、この「郷村自治機関」は、その中心が農民協会であり、土地委員会を組織して土地問題を解決するとともに、自衛のために農民を武装させることが必要であると考えられていた。しかし、この「宣言」は、農民革命の対象としての「封建地主階級」のなかに、後に問題になった中小地主層が含まれるのか否かの点について、明確さを欠いている。

かかる農民革命の対象としての地主階級の分析の不明確さは、その革命実現の手段にかんするあいまいさを伴っていた。「宣言」は、「中国の農民問題の内容は貧農問題である」、「貧農問題の中心問題は土地の問題である」という認識を表明している。この観点から、党は、地主に対する農民の「土地獲得の闘争」を支持するとともに、小作料の低減、高利の禁止、公正な徴税等の点で、小作農の経済闘争を支持していた。それでは、いかにして、貧農は土地を獲得するのであろうか。この点にかんして、三中全会は、一面では、農民の自治政権の樹立と武装を支持する急進的な地主との対決を求めつつも、他面では、地主の土地没収には言及せず、地権平均の政策を主張するにとどまっていたのである。そこに見られるのは、地主との対決における徹底性とその対決の手段における不徹底性との矛盾であつた。

かくて、武漢政府における国民党左派の党中央における権力の民主化・強化は、その結果として、一面では、党を支える軍の地位の相対的低下と蒋介石勢力の排除を、他面では、それとは反比例的に、党を支える大衆運動の地位の相対的向上と中共との一層の協力をもたらしたのである。

(1) 『民国日報』社論(一九二七・三・二三)、題初「党権運動与軍事發展」、『燕塵社資料』第二集。

(2) 一九二七・三・一〇「統一党的領導機關決議案——中国国民党中央執行委員會訓練委員會編」、『中国国民党歴次會議宣言及重要決議案彙編』、一九四一、重慶、一七七—七八頁。

(3) 上海滿鉄調査資料第一編『国民革命の現勢、其二「国民政府」、一九二七、卷末附表。

(4) 一九二七・三・一三「修正政治委員會及分会組織条例案」、『中国国民党歴次會議宣言及重要決議案彙編』、一八八—一九頁。

- (5) 一九二七・三・一五「軍事委員会総政治部組織大綱案」。「中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙編」、一九四一六頁。
- (6) 一九二七・三・一〇「中央執行委員会軍事委員會組織大綱案」。「中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙編」、一八九一四頁。
- (7) 一九二七・三・一七「国民革命軍總司令条例案」。「中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙編」、一九六頁。
- (8) 一九二七・三・二九「中央軍事委員會對於国民革命軍全体將士の訓令」。「燕廬社資料」第三集。
- (9) 孫科「中央執行委員第三次全体會議經過」(一九二七・三・二五)。「燕廬社資料」第二集。
- (10) 一九二七・三・一六「第二屆中央執行委員會第三次全体會議宣言」(「对全国人民宣言」とも呼ばれる)。「中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙編」、二六七―七二頁。
- (11) 一九二七・三・一六「对農民宣言」。「中国共産党史資料」第二卷、一九七一年、五二五―八頁。
- (12) 「对全国人民宣言」。
- (13) 一九二七・三・一三「統一革命勢力案」。「中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙編」、一七八―九頁。
- (14) 「对農民宣言」は註(1)参照。一九二七・三・一六「農民問題決議案」。「中国国民党歴次会議宣言及重要決議案彙編」、一八二―六頁。

#### 四 汪精衛と鄧演達

国民党三中全会において、蔣介石勢力の排除とそれに代る唐生智軍への依存、および、大衆運動を指導する中共との協力の継続によつてもたらされた、国民党左派支配下の党中央権力の強化は、一九二七年五月以後、中共の指導する大衆運動の急進化とそれに対する反動としての唐生智軍の反共化の前に崩壊していつた。武漢政府末期の党中央権力崩壊の状況について、汪精衛はつぎの事実を承認している。すなわち、大衆運動に従事する人々の間に、大衆に向つて、『君達は党の力を信じる必要はない。政府の力を信じる必要はない。ただ自分の力だけを信じさえすればよい』という「流行語」があつたことである。この党・政府と大衆運動との遊離の事実について、孫科はより具体的に言及している。「革命政府の政権は当然国民政府に統一さるべきもので、断じて其他の機関の侵奪を許さない。然るにこの二箇月(一九二七年五月から六月まで)筆者註来の湖南・湖北の状況を見るに、総工会及び農民協會は自由に逮捕監禁し、財産を没収し、刑罰を執行し、罰金を課したり

して居る。……国民政府の外、更に工会・農会の政府あることは、事実上国民政府の存在を否認するものに外ならぬ」のである。<sup>(2)</sup>要するに、汪精衛と孫科によつてここで指摘されていることは、党・政府の権力が相対的に低下し、それに代つて労働者、農民の大衆組織が権力を行使するという、いわば権力の多元的状况であり、かかる多元化された権力を統一していく權威の存在しないという状況であつた。

そもそも、党の権力を維持するということは、もし党の意思に反した行動をとれば処罰されるという可能性を維持することである。しかるに、すでに言及したように、国民党左派は、この権力の維持を可能にする最終的切り札としての物理的強制力―大衆組織と軍―に対する統制を欠いていた。したがつて、彼らがその条件の下で権力を維持していこうとすれば、物理的に代る何らかの擬制もしくは粉飾が必要であつた。国民党左派にとつては、革命的状况のなかで、相対立する諸勢力を操作する技術が、一定の時期には権力の擬制としての機能を果しえた。しかし、このような権力の擬制は、物理的力が直接対決する状況にあつては、容易にその本性を暴露する。すなわち、国民党左派の権力は、大衆組織と軍を統禦することで、はなく、実際には二つの勢力に依存することの上に成立していたのである。かくて、大衆組織と軍と対立するなかで、崩壊しつつあつた国民党左派の党権力を回復しようとするれば、そこには大別して二つの方向が存在していた。

第一の方向は、すでに橋樑によつて、つぎのように述べられている。「若し国民党(武漢の国民党左派を指す―筆者註)が農会及び工会を完全にその政権下に帰納させようとするならば、彼は共産党をその政権に従属せしむるか、然らざれば前非を悔いて発奮し、自らの努力による無産者運動を起して、新たに労働者及び農民を獲得しなくてはならない。これ以外に国民党の党権力又は政権の最高性を保障する途は無い筈である。」<sup>(3)</sup>しかし、武漢政府の末期に至つて、国民党左派が中共を服従させ、急進化する大衆運動のなかへ入つていつて、自らの指導権を確保しつつ、それらを再組織しようという根拠も可能性もなかつたことは、言うまでもないことである。そこで、のこされた第二の方向は、従来の行動様式にしたがつて、分裂しつ

つある既成の勢力、すなわち、大衆組織か軍のどちらかを選択しつつ、その権力の基盤を選択した勢力の上に置くことであつた。そこにある二つの可能性は、軍の要求を容れつつ、大衆運動の急進化を抑制するか、大衆運動の急進化を促進することによつて、軍の反共化を抑制するかということ、換言すれば、それは、反共か親共かの二つの道であつた。

以上の観点から、武漢政府末期の国民党左派の党権力のあり方についての考え方を見ると、汪精衛によつて代表される立場と鄧演達によつて代表される立場との二つが存在していたことが確認される。この点について、胡華は、すでに、一九二六年一月の国民党二全大会において、宋慶齡、何香凝、鄧演達らの「真の左派」と汪精衛、宋子文、陳公博らの「投機的ニセ左派」の存在していたことを指摘していた。しかし、この場合、「真の左派」の立脚点は、「連ソ・連共・工農利益の擁護」の必要性を認識していたことであつたのに対して、「投機的ニセ左派」の立脚点には何ら言及されていない。<sup>(4)</sup>しかし、いわゆる三大政策にかんするかぎり、国民党二全大会において、「真の左派」と「投機的ニセ左派」との間に相違点が存在した証拠はなく、むしろ、あつたとすれば、武漢政府時期においてであつた。事実、鄧演達は、五月の夏斗寅、許克祥の反共化以来、汪精衛、陳公博、孫科らは動揺をきたし、大衆運動の「行きすぎ」に対して否定的態度をとつていたことについて、批判的であつたといわれている。<sup>(5)</sup>ここでは、武漢政府末期において、急進化する大衆運動の評価について、汪精衛らと鄧演達との間にあつた路線上の対立が一応確認されたが、これらの対立点の背後にある両者の見解の相違は明らかにされなかつた。そこで私は、(一)中国革命の性格、(二)大衆運動の力と軍の力とのバランスの評価、(三)その上に成立した党の権力のあり方の三点から、両者の立場を明らかにし、武漢政府における国民党左派の党権力のあり方の到達点を説明していこうと思ふのである。

## 1 汪精衛

汪精衛は、武漢政府末期の一九二七年六月末から七月はじめにかけて、党と大衆運動、党と軍、大衆運動と軍に基礎をおく党・国家権力の問題について、それぞれ、「党与民衆運動」、「武力与国民結合」、「我們要建設怎樣的國家」と題する注目すべき著作を発表した。私は、これら三篇を中心として、汪精衛の立場を明らかにしてゆきたいと思う。

汪精衛は、現在世界にある國家を資本主義國家と「非資本主義國家」に大別し、これら二つの國家の範疇の間で、第一の問題点たる中国の進むべき道<sup>(c)</sup> 中国革命の性格を明らかにしようとする。資本主義國家の特徴は、(一)少数資本家が国内の政治・經濟上の権力を操縦していること、(二)少数資本家は国の内外の民衆から搾取を行つており、資本主義と帝國主義は同一物であること、(三)少数資本家は、国内で民衆の抵抗にあつたとき、時には彼らを宣撫するが、国外の他民族の抵抗にあつたときは、躊躇なく彼らを武力で弾圧することであつた。これに対して、「非資本主義國家」ソ連の特徴は、(一)国内の政治・經濟上の「最高権力」は労働者階級に属し、労働者階級の指導する労働同盟が國家の基礎であること、(二)「労働專政」から「軍事共產時代」を経て「新經濟政策の時代」に入り、「共產主義の最高目的」の達成を目ざしていること、(三)資本主義に反抗するために、西方のプロレタリアートと東方の被圧迫民族との連合戦線を結成しようとしていることであつた。

それでは、中国はどちらの道を歩もうとしていたのであるか。汪精衛によると、「理論」的には国民党に民生主義があり、「事実」の上では「國民革命の主力軍」となるべきブルジョアジーが存在しないのであるから、中国の國民革命は、資本主義的な道を歩むのではなく、「非資本主義的」な道を歩むことになるであろうということであつた。しかし、このことは、中国革命が必ずしもソ連と同じ道を進むことを意味するものではない。そこで、問題となるのは、「非資本主義的」道を歩む中国革命の特徴は何かということである。汪精衛は、ここで再び、ロシア革命とフランス革命を比較の対象としてとり出してくる。すなわち、フランス革命では、「平民」が国内の「君主貴族の支配勢力」を打倒し、その後「資産階級」が権

力を奪つたのである。ロシア革命でも、まず「無産階級」と「資産階級」が支配を争い、結局十月革命で「無産階級」が「資産階級」から権力を奪つたのである。両者に共通することは、革命の対象が「既成の国内の支配勢力」であつたということである。しかるに、これらとは區別される中国革命の特徴は、革命の対象が国外の「帝国主義」とその「工具」としての軍閥である「国民革命」であるということであつた。したがつて、汪精衛は、中国革命の特徴を「非資本主義的」道を歩む「反帝国主義的」「国民革命」であることのなかに求めることによつて、対内的矛盾を対外的矛盾に従属させていることになるのである。中国革命のこのようなとらえ方は、第二の大衆運動と軍との力のバランスの評価に結びついてくる。

汪精衛の大衆運動と軍の力の評価の問題は、軍の一層の反共化を招かないために、大衆運動をいかに抑制するかという形で展開されていたので、その焦点は主として大衆運動の力の評価に集中していた。

急進化する中共指導下の大衆運動に対して、武漢政府内の国民党左派が抑制的態度をとつたことについて、私はすでに簡単に触れておいた。唐生智指揮下の軍隊の反共化の後、一九二七年六月一日に武漢国民党中央執行委員会が中共に宛てた書簡は、彼らの立場を明確にあらわしていた。<sup>(1)</sup>「農工大衆は本党の根本基礎をなす」。「本党の農工運動の指導同志が往々本党の決議に基づかず、或ひは本党決議を誤解して民衆を指導してゐたことを認める。かかる指導の錯誤は、ひとり本党の組織を弛緩するのみならず、全体労働の利益を妨碍するものである。」以上の認識の上に立つて、国民党は、中共がその指導の誤りを改めることを求めるとともに、(一)「武人の越権行動には制裁を加へる」、(二)「農民協会の小児病的行動には糾正を加へる」、という二点を明らかにしたのである。要するに、ここにあらわれた国民党左派の方針は、一面では大衆運動の行きすぎを抑制し、他面では軍の反共化を抑制することによつて、革命運動における党の主導権を確保しようとしていたといふことである。国民党左派の指導者としての汪精衛の立場は、党のこの基本方針に沿つて考察されなくてはならない。

汪精衛は、社会現象としての階級闘争の存在を否定しない。しかし、孫文は、中国における資本主義の未発達を考慮し

て、民生主義における国家資本主義の政策を提唱したが、それは、資本主義の発達、階級闘争の激化を抑えることを目的としていた。かくて、「耕す者はその田を有す」という主張は、「政治と法律でもつて解決」しなければならぬ。農民は、政府と密接に協力して土地問題を解決すべきであり、そのことが地主にも損失にはならない。かかる観点から、汪精衛は、「地主の田を強奪する」方法に反対したのである。<sup>(8)</sup> また、労働運動に対しても、「もしストライキの手段を使えば、その結果は、もとより帝国主義の工業を衰退させるばかりでなく、同時に、国内では労働者の失業問題が発生することは免れえない」という理由から、汪精衛は、武漢を中心に急進化しつつあつた労働運動に反対した。<sup>(9)</sup> さらに汪精衛は、「近來店員が商店の管理を要求したり、労働者が工場の管理を要求したりするものがある。斯やうな不合理な要求は、店主や工場主が承認し得ないばかりでなく、仮令承認してみたところで、店員や労働者の管理が如何なる結果を齎らすかは、極めて明白である」とも述べていた。<sup>(10)</sup> かくて、汪精衛は、急進化する労農運動を抑制しつつ、広範囲にわたる「小資産階級」を含む統一戦線の結成を目ざしていたことになる。彼の定義に従えば、「独占的性質を帯びた企業」、「私経営に適せざる大規模な企業」が「大資産階級」であり、それ以外はすべて、「農村の地主」、「都市の商工業者」も「反革命に非ざる限り」、「小資産階級」に含まれていたのである。<sup>(11)</sup>

軍隊について、汪精衛は、「中国革命の軍隊は革命的民衆のなかから出てきたものではない」こと、「将官は必ずしも（民衆を代表する）党とともに歩むものではない」ことを指摘し、軍隊が真に国民の軍隊になることを要望していた。「軍隊は決して民衆運動を嫌わず、民衆は決して軍隊を白眼視しない」ことによつて、国民と軍隊は結びつくのである。かくて、「軍隊に誤りがあれば糾正し、……民衆運動に誤りがあれば糾正」すればよいということになる。<sup>(12)</sup> 以上の汪精衛の発言からもわかるように、彼の立場は、急進化しつつある大衆運動と反共化しつつある軍隊を一定の限度内に抑制することによつて、国民革命運動に対する党の主導権を確保することであつた。

汪精衛の大衆運動と軍に対するこの立場は、他の国民党左派の指導者によつても支持されていた。例えば、陳公博は、彼の回顧的著作のなかで、階級闘争、すなわち、労農運動の激化は、(一)民族主義を破壊し、国民革命の危機をもたらす、(二)小資産階級を革命戦線から離脱させ、社会の資本と生産力を減少させる、(三)社会の多数の階級の相互敵視のために、民権主義の実施を不可能にする、(四)生産が低落し、無産階級がその機能を減少させるために、一面では、国家資本を建設できなくなるばかりでなく、他面では、民生主義の萌芽を妨害することになる、等の結果をもたらすことを主張していた。さらに、労働運動について、陳公博は、劉少奇に対して警告を発したときに、「このようなストライキは国民政府を動揺させるばかりでなく、国民革命を妨害する」と述べているし、農民運動についても、今日中国が直面しているのは、土地問題解決の方法であり、国民党は暴動による土地没収を排し、「政治的方法をとることを主張していたのであった」<sup>(13)</sup>。

汪精衛を中心とする人々の大衆運動の役割に対するかかる認識は、前述したように、中国革命の反帝国主義的性格と密接に関連づけられていたことは注目されなくてはならない。汪精衛によると、中国では、帝国主義の侵略によつて、家内工業、手工業、および、中国人の創設した機械工業は破壊されてしまった。ここでは、ブルジョアジーは弱体であり、したがつて、プロレタリアートの依拠する基盤も弱体である。それなのに、「なぜ中国革命の指導者の役割が、ブルジョアジーに属さず、プロレタリアートに属すると見るのであろうか。」汪精衛のこの疑問は、プロレタリアートが中国革命の「中心勢力」であるということを否定するものではなく、あらゆる階級の指導性を否定することによつて、党の指導の下にあらゆる階級を反帝国主義的中国革命に動員しようとする意図を示していた。この点について、彼はつぎのように述べている。

「中国革命の対象は、帝国主義であり、帝国主義を打倒しようとして、はじめて国民革命を完成できる。また、帝国主義を打倒しようと思えば、帝国主義に圧迫されたあらゆる民衆を自覚させ、連合させなければならない」と、そこには、あらゆる階級を指導してゆく党権力の役割が想定されていたのである。かくて、大衆運動の急進化の抑制、中国革命におけるあら

ゆる階級の動員とあらゆる階級の指導性の否定の上に党の権力は存在したのである。

第三の党権力のあり方について、汪精衛はつぎのように説明している。「党は、一切の帝国主義に圧迫された民衆を基礎とする。党は、これら民衆の利益を代表し、これら民衆の解放のために奮闘する。だから、民衆が解放を欲すれば、党の指導を受けなくてはならない。」党があらゆる反帝国主義的諸階級の利益を代表すると考えられるかぎり、それは「多階級的」であり、「農工扶助」と「農工商学連合せよ」のスローガンは「同時に並行す」べきものであつた。<sup>(15)</sup> 汪精衛は、さらに、大衆が反帝国主義という共通の目標を追求する過程で、大衆の内部において利害の対立が発生した場合を想定し、それらの対立に「合理的調節」を与える役割を党権力に附与したのである。<sup>(17)</sup> 要するに、ここで汪精衛によつて考えられた党の権力は、「多階級的」であり、あらゆる帝国主義的諸階級の利益を代表するとともに、それら諸階級の利害の対立を調整する役割を担つていた。そして、かかる党権力のあり方は、中国革命の反帝国主義的性格、そこからくる大衆運動と軍の力に対する評価によつて規定されていたのである。しかし、現実には、かかる党権力の在り方は、武漢政府の崩壊とともにその存在が否定され、反共化していつたことについてはすでに言及した通りである。そこで、つぎに、鄧演達の立場を検討することとしよう。

## 2 鄧演達

この時期の鄧演達の考え方を伝える資料は多くはない。一九二七年四月上旬に書かれたと思われる「中国革命的新段階与国民革命的新使命」と題する論文が、最も体系的に彼の見解を示している。したがつて、この論文を中心として、他の断片的資料を加えつつ、彼の見解を再構成してゆきたいと思う。

まず、第一の中国革命の性格について、鄧演達は、中国革命には二つの対象があると主張する。第一は、「帝国主義に対し

て民族全体が解放を要求すること」であり、それは「国民革命」である。第二は、「国内の封建勢力に対して工農を連合し、そしてはじめて封建的反動勢力を打倒し、民主政治を作り出すこと」であり、それは「社会革命」である。中国では、「国民革命」と「社会革命」を同時に遂行することは矛盾しない。「なぜなら、中国は非常に立ちおけているから、工農の組織以外には、その他の種類の社会的原動力はないからである。」すなわち、中国革命は、対外的には帝国主義から対内的には封建勢力から、労働者・農民を解放することを目的としていたのである。この鄧演達の立場は、小資産階級、中小地主の利害を配慮するあまり、社会革命における対内的矛盾を反帝国主義的国民革命における対外的矛盾に解消しようとしていた汪精衛の立場と対照をなすと考えてよいであろう。かかる中国革命の性格のとらえ方は、第二の大衆の力の評価に関連してくる。

鄧演達は、中国革命を担う基礎的勢力として農民・労働者の重要性を強調してきたが、彼は、そのなかでも特に農民の役割を重視していた。「もし労働大衆、特に広大な農民大衆が立ちあがり、偉大な闘争力を形成することができなければ、中国革命は不可能である。」と述べている点からも、農民運動を重視する彼の態度を見てとることができる。さらに、鄧演達は、「目前の農民運動は、農民が立ち上つて、土豪、劣紳、貪官、汚吏を打倒する運動であり、民主主義の初期の表現にすぎない。農民は当然更に一步進んで、工人と聯合し、一般被圧迫者と聯合して、目前の『奪取の社会秩序』を倒崩するのである」と述べ、労働者階級に対して農民の果す積極的役割について語っていた。<sup>(20)</sup> 事実、彼は、総政治部内に農民問題討論会を設け、武漢政府内に土地問題委員会の組織を提案するとともに、国民党三中全会においては、農民の自治機関の設立と農民武装を求める急進的な「対農民宣言」、「農民問題決議案」の起草にあたつて、指導的役割を果していたのである。<sup>(21)</sup>

そこで問題となるのは、党の基礎をなす労働運動の急進化に対して、鄧演達はいかなる態度をとつたかということである。まず農民運動について、彼はつぎのように述べている。「国民党は常に貧農の地位に立つものである。即ち農村内の農

業労働者・小作農・半自作農及び自作農を組織して、大地主並に農村執政者と対抗しつつ農村革命を實行するものである。この闘争に於て、中小地主を中立の地位に立たしめ、必要の際にその支持を受くべきである。<sup>(24)</sup> 中小地主の中立化とそれからの支持の可否は別として、ここに見られる鄧の農民運動に対する態度は、汪精衛の立場との対比において、貧農を中心とする「農村革命」の遂行を抑制することでなかつたところにその特徴がある。労働運動の急進化そのものについて、彼は、農民運動について程明確に意見を述べていなかったが、大衆運動の急進化を抑制するのではなく、それを支持することが彼の一貫した態度であつたように思われる。彼のこの態度は、汪精衛らの国民党左派分子に不満を感じつつ、武漢政府を去る時に国民党同志に与えた書簡のなかに、最も明確にあらわれている。「張作霖に対し蒋介石に対し討伐が進行されつつある今日、不思議にも中央執行委員会の態度に不幸な変化が生じた。……先には国民革命の爲めに一切の革命的民衆を統合することに熱心であつた人々は今は共產党の分離を主張するやうになつた。先には農工の利益を完全に保護すると弁護した人々は今は彼等の虐殺を始めるやうになつた。」<sup>(25)</sup> 若し国民党が農工政策と土地問題とを承認する意志がないならば、結果は党は一切の革命的意義を失ふこととなるのである。鄧演達の国民党中央執行委員会非難の焦点は、まさに、それが急進化しつつあつた労農運動を擁護せず、中共との分裂を決定しようとしていることにあつた。したがつて、鄧の立場は、急進化する革命情勢のなかにあつて、あくまで中共と協力しつつ、労農階級の運動を擁護し、反帝国主義・反軍閥闘争を遂行することであつた。

鄧演達のこの立場は、宋慶齡によつて支持された。同じく宋も、国共分裂直前の七月一四日に声明を発し、「本党の若干の執行委員」は孫文の意思と理想に背いたから、「新政策」の執行には参加しないという立場を明らかにした。それでは、「若干の執行委員」は、孫文のいかなる意思と理想に背いたのであるうか。それは、「大衆を指導し、大衆を強化することであつた。この点にかんして、宋慶齡は、武漢政府が誤りを犯したことを非難する。武漢の一部の分子は、「中国千百万の

貧困の農民の苦しみの『革命』を無視した、というのがそれである。したがって、彼女の立場からすれば、つぎの結論が導き出される。「すべての革命は社会革命でなければならぬ」。「民生主義はわれわれの革命のなかで基本的なものであり」、それは、労農階級の地位にかかわる問題である。「この二つの階級は、われわれが帝国主義を打倒し、われわれを奴役に使う不平等条約を廃除し、有効に全国を統一する闘争のなかで、われわれの力の基礎である」、ということになる。かくて、この声明を通してうかがえる宋慶齡の立場は、反帝国主義・反封建主義闘争の基礎として、あくまで労農運動を支持することであり、基本的には鄧演達の立場に通じるものであったといふことができるのである。<sup>(25)</sup>

最後に、党の権力のあり方にかんする鄧演達の見解は、すでに述べてきたことのなかから導き出される。すなわち、革命情勢が急進化するなかで、党の権力は、帝国主義と封建主義勢力に対して、労農階級の運動を組織し、支持することのなかにあつたのである。それは、急進化する労農運動を抑制するものでないがゆえに、汪精衛の場合のように、各階級間の利害対立の「合理的調節」機能を必要としなかつた。党権力の機能は、まさに大衆運動を急進化することのなかにあつたのである。したがって、この立場を貫くかぎり、労農大衆のなかに自らの組織的基盤をもたない鄧演達は、中共の指導する労農組織の上に乗らざるをえなかつた。ここに、彼をして親共的態度に追いやつた原因があつたのである。

(1) 汪精衛『党与民衆運動』(一九二七・七・五)―汪精衛集 卷三、一九三〇、上海、一三九頁。

(2) 一九二七年六月二〇日頃発表し、七月八日の『晨報』に掲載された孫科の論文―本論文は原文にあたることのできなかつたので、橋樑「国民党の再分裂」―中国研究―橋樑著作集 第一巻、一九六六年、六二―二頁から再引用せざるをえなかつた。

(3) 橋樑、前掲論文、六二―二頁。

(4) 胡華編著『中国新民主主義革命史(初稿)』、修訂本、一九五三、北京、七三頁。

(5) 楊逸棠『鄧演達先生伝略』―鄧演達先生遺著、一九四九、香港、一九頁。

(6) 以下、汪精衛の中国革命の性格にかんする議論は、「我們要建設怎樣的國家」(一九二七・七・七)―汪精衛集 卷三、一四五―一九頁による。

(7) 『中国国民党中央執行委員会より共産党に致すの書』(一九二七・六・一四)―鈐江言一『中国解放闘争史』、一九五三年、二三六―七頁。

- (8) 汪精衛「党与民衆運動」、一四一、一四三頁。
- (9) 汪精衛「我們要建設怎樣的國家」、一五二頁。
- (10) 一九二七年六月四日付『大公報』に掲載された汪精衛の演説「橋樑」中國革命史論、一九五〇年、七六頁。
- (11) 同右、七五頁。
- (12) 汪精衛「武力与国民結合」(一九二七・六・三〇)『汪精衛集』卷三、一三七—八頁。
- (13) 陳公博「我与共產党」陳公博周仏海回憶録合編、一九六七、香港、六八、七〇、七四頁。
- (14) 汪精衛「我們要建設怎樣的國家」、一五二—三頁。
- (15) 汪精衛「党与民衆運動」、一三九、一四四頁。
- (16) 汪精衛「我們要建設怎樣的國家」、一五三頁。
- (17) 汪精衛「党与民衆運動」、一四二頁。
- (18) この論文は、『燕塵社資料』第三集のなかに収録されており、日付はないが、北伐軍による上海と南京の占領に言及していること、切りぬぎのはつてある前後の日付から、私は、四月上旬に書かれたものと推定した。
- (19) 鄧演達「中國革命的新段階与国民革命的新使命」『燕塵社資料』第三集。
- (20) 同右。
- (21) 鄧演達「現在諸君の注意すべきことは何であるか?」佐藤俊三『支那の国内闘争』、一九四一年、一四四頁。本書の伝える題名は、多分「我們現在應注意的是什么」(「現在我々の注意すべきことは何であるか」)の間違いであると思われる。本著作は、一九二六年冬に書かれたものであることが確認されている(陳卓凡、楊逸棠「重印鄧演達先生遺著序言」『鄧演達先生遺著』、一頁)。
- (22) 楊逸棠、前掲論文、一八頁。
- (23) 『燕塵社資料』第二集の中の「中央執行委員会全体會議」第五日、「中央執行委員会全体會議延会一日」と題する新聞記事。
- (24) 中央農民講習所卒業式における鄧演達の演説(一九二七・七・九)『晨報』に掲載される「橋樑」中國研究、六二—三頁。
- (25) 鄧演達「国民党同志への告別」(一九二七・七・二二)高久肇『国民革命の現勢』其一、上海滬鉄調査資料第三編、一九二七年、一九八—九頁。
- (26) 宋慶齡「為抗議違反孫中山的革命原則和政策的声明」(一九二七・七・一四)『宋慶齡選集』、一九六七、香港、一八一—三頁。

## 五 結 語

私は、本稿において、以下の諸点を明らかにした。軍と大衆運動のなかに組織的基盤を欠く武漢政府内の国民党左派が、

武漢政府における国民党左派の党権にかんする一考察

国民革命における指導権を維持していこうとすれば、軍と大衆運動を統合していく統一の党権力が必要であつた。この統一の党権力を創造・維持していくことが、武漢における国民党左派の直面した最大の課題であつた。

国民革命軍の北伐が進展する過程で、蔣介石の権力の独裁化とそれにとまなう統一の党権力の崩壊がもたらされた。かかる状況のなかにあつて、国民党左派が目ざしたことは、北伐によつて解放された大衆運動のエネルギーを武漢政府に吸収しつつ、党内民主化の基礎の上に立つて、新たな統一の党権力を創出することであつた。

この課題は、一九二七年三月に武漢で開催された国民党三中全会においてひとまず実現された。三中全会の諸決議は、武漢政府内の国民党左派の党中央における権力の民主化と強化、その結果としての党を支える軍の地位の相対的低下と蔣介石勢力の排除、それに代る唐生智軍の抬頭、および、それとは反比例的に、党を支える大衆運動の地位の相対的向上と中共との一層の協力をもたらした。

しかし、一九二七年五月以後、党を支える軍隊と大衆組織を指導する中共との対立のなかで、国民党左派の担つていた統一の党権力は崩壊していった。この過程で、党権力の在り方にかんして、国民党左派の内部には、二つの異つた立場が生れてきた。汪精衛と鄧演達はこの二つの立場を代表する。汪精衛は、中国革命の性格を反帝国主義的国民革命と規定し、あらゆる反帝国主義的諸階級の国民革命への参加を主張する。したがつて、国民革命の党は「多階級的」であり、その機能は、諸階級の利害の「合理的調節」であると考えられた。かかる観点から、汪精衛は、一方では、急進化する労農運動を抑制し、他方では、軍の反共化を抑えることによつて、党の指導性を確保しようとした。しかし、現実の労農運動の急進化の前に、彼は軍との結合＝反共化の道を選ばざるをえなかつたのである。鄧演達は、中国革命の性格を、反帝国主義的国民革命と反封建主義的社会革命の二面性をもつものと規定した。そこでは、労働者・農民大衆の解放を目ざす社会革命の遂行が、国民革命の達成と矛盾することなく結合していた。したがつて、党の権力は、労農階級を中心とする大衆の基礎の上にあ

り、その機能は、大衆運動を徹底的に遂行することであつた。かかる観点から、鄧演達は、あくまで軍の反共化に對抗して、急進化する大衆運動を支持し、親共化の道を選んでいつたのである。

(一九七一・九・二七)